

学校教育活動等における熱中症事故の防止に向けた対応について

県教育委員会では、令和5年8月4日付け「学校教育活動における熱中症事故防止について」により、暑さ指数（WBGT）に応じた対応方針や学校における体制整備を通知したところですが、令和6年4月から、気温が著しく高くなり、熱中症による重大な健康被害が生ずるおそれのある場合、国から「熱中症特別警戒アラート」が発表されることになりました。

このことをふまえ、「熱中症特別警戒アラート」発表時等の対応方針を追記して、下記のとおり通知いたします。

また、これから気温の上昇により、熱中症がさらに心配される季節になることから、マスクを外したい児童生徒が、周囲の雰囲気によって外すことができないことのないよう、適切な指導をお願いいたします。

記

1 暑さ指数（WBGT）に基づいた対応

- （1）活動場所の暑さ指数（WBGT）が3.1以上の場合 ⇒ 「運動は中止する」
- （2）活動場所の暑さ指数（WBGT）が2.8以上3.1未満の場合 ⇒ 「熱中症の危険性が高いため、激しい運動や体温が上昇しやすい運動は避け、必要に応じて運動は中止する。」
- （3）部活動における各種大会への参加 ⇒ 「大会主催者の指示に従う」

2 学校における体制整備

- （1）活動場所や活動時間ごとに、暑さ指数（WBGT）を測定し、記録のうえ関係する教職員へ伝達すること。
- （2）暑さ指数（WBGT）に応じた、運動や各種行事の指針（判断基準や判断者）等を設定し、学校の「危機管理マニュアル」等に定めること。
- （3）設定した運動や各種行事の指針等に基づき、実施の判断や内容の変更、中止や延期等について、日々、誰が、どのタイミングで決定し、伝達するか等の体制を整備すること（熱中症警戒アラート発表時の対応含む）。

3 熱中症特別警戒アラート発表時の対応

熱中症特別警戒アラート（県内全ての観測地点で暑さ指数（WBGT）の最高値が3.5以上になると予想）が発表された場合、次の方針に沿って対応を行う。

- （1）原則として、休校の対応を取る。
（可能な範囲で、オンラインを活用するなどして、学習機会の確保に努める）
 - ・ 熱中症事故防止のための休校は、学校教育法施行規則第63条の「非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。」の理由に含まれます。
- （2）「熱中症特別警戒アラート」発表地域内で実施する校外学習等の各種行事について、原則として、中止・延期とする。
- （3）「熱中症特別警戒アラート」が発表されていない場合でも、学校が所在する地域の観測地点で暑さ指数（WBGT）3.5以上が予想される場合や、活動場所での実測で暑さ指数（WBGT）3.5以上となった場合は、アラートが発令された場合の方針に準じて対応を検討する。

* 他団体が主催するイベントや行事等について

熱中症特別警戒アラートが発表されると、広域的に過去に例のない危険な暑さ等となり、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあるとして、国等からイベント等主催者に対して、「適切な熱中症対策が徹底できない場合は、中止・延期等を判断すること」が呼びかけられます。イベントの実施等の判断は、主催者が参加

者の安全確保などを考慮して行うこととなりますが、学校からも主催者に対して情報収集等に努め、主催者の指示・判断をふまえて対応してください。

4 熱中症警戒アラート発表時の対応

熱中症警戒アラート（県内いずれかの観測地点で暑さ指数（WBGT）の最高値が33以上になると予想）が発表された場合、次の方針に沿って対応を行う。

（1）児童生徒に、普段以上の熱中症予防行動（こまめに水分・塩分補給、いつもより多めに休憩を取る、直射日光を避ける等）を取るよう呼びかける。

（2）校内の空調整備を適切に活用して活動するなど、徹底した熱中症予防対策を取る。

（3）運動以外の活動について、活動前に活動場所の暑さ指数（WBGT）の実測を行い、33以上となった場合は、活動場所や活動内容の変更、又は中止・延期を検討する。また、活動中も適宜、暑さ指数（WBGT）を実測し、確認を行う。（運動については、活動場所の暑さ指数（WBGT）の実測を行い、31以上の場合は運動を中止する。）